

# 亀岡市公報

発行所 亀岡市役所  
総務部 総務課  
TEL 0771-22-3131(代表)  
京都府亀岡市安町野々神8番地

## 目次

### —— 条 例 ——

○亀岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正 (人事課)	5
○亀岡市社会体育施設条例の一部改正 (生涯スポーツ課)	5
○亀岡市庁舎使用料条例の一部改正 (総務課)	5
○亀岡市国民健康保険条例の一部改正 (保険医療課)	6
○亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正 (保育課)	7
○亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部改正 (都市計画課)	9
○亀岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正 (都市計画課)	9
○亀岡市都市公園条例の一部改正 (都市整備課)	10
○亀岡市営住宅設置条例及び亀岡市営特定目的住宅条例の一部改正 (建築住宅課)	11
—— 規 則 ——	
○亀岡市文書取扱規則の一部改正 (総務課)	13
○亀岡市国民健康保険条例施行規則の一部改正 (保険医療課)	18

○亀岡市庁舎使用料条例施行規則の一部改正 (総務課)	18
○開かれたアトリエ使用規則 (総務課)	18
○亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則及び亀岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正 (人事課)	21
○亀岡市財務規則の一部改正 (税務課)	24
○亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則の一部改正 (保育課)	24
○亀岡市国民健康保険条例施行規則の一部改正 (保険医療課)	25
○川の駅・亀岡水辺公園条例施行規則 (商工観光課)	26
○亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則の一部改正 (都市計画課)	29

### —— 告 示 ——

○公示送達 (保険医療課)	30
○公示送達 (保険医療課)	31
○住居表示を実施すべき区域及び期日並びに住居表示の方法、街区符号及び住居番号の告示 (都市計画課)	32
○公示送達 (税務課)	32
○公示送達 (税務課)	32
○都市計画の変更に係る図書の縦覧 (都市計画課)	33
○公示送達 (税務課)	33
○公示送達 (税務課)	34

○公示送達 (税務課) 35	—— 告 示 ——
○亀岡市職員のハラスメントの防止等に 関する要綱の一部改正 (人事課) 35	○亀岡市立学校ハラスメントの防止等に 関する要綱の一部改正 53
—— 訓 令 ——	—— 教育長訓令 ——
○亀岡市マイクロフィルム文書取扱規程 の一部改正 (総務課) 36	○亀岡市立の小学校、中学校及び義務教 育学校に勤務する府費負担教職員の服 務に関する規程の一部改正 54
○亀岡市工事請負業者選定事務処理要領 の一部改正 (契約検査課) 36	—— 任免及び辞令 ——
—— 公 告 ——	<b>農業委員会欄</b>
○一般競争入札 (条件付き) の執行 (契約検査課) 37	—— 公 告 ——
○一般競争入札 (条件付き) の執行 (契約検査課) 40	○令和3年12月定例総会の開催 55
○南丹都市計画事業大井町南部土地区画 整理事業の換地処分をした旨の届出 (都市計画課) 43	<b>上下水道部欄</b>
○農用地利用集積計画の縦覧 (農林振興課) 43	—— 規 程 ——
○公募型プロポーザル方式による事業者 の選定 (学校教育課) 43	○亀岡市上下水道部の企業職員の給与等 に関する規程の一部改正 56
○亀岡農業振興地域整備計画の軽微な変 更による計画書の縦覧 (農林振興課) 44	<b>市立病院欄</b>
○亀岡農業振興地域整備計画の軽微な変 更による計画書の縦覧 (農林振興課) 44	—— 規 程 ——
○一般競争入札 (条件付き) の執行 (契約検査課) 45	○亀岡市病院事業会計規程の一部改正 56
○一般競争入札 (条件付き) の執行 (契約検査課) 48	
—— 任免及び辞令 ——	
<b>教育委員会欄</b>	
—— 規 則 ——	
○亀岡市教育委員会会議規則の一部改正 52	

## 公布された条例のあらまし

### 亀岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例要綱

- 1 新型コロナウイルス感染症の定義として引用する新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の廃止に伴い、所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

### 亀岡市社会体育施設条例の一部を改正する条例要綱

- 1 亀岡市社会体育施設を市外居住者等が使用する場合は、使用料を5割増しとすることとした。
- 2 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。

### 亀岡市庁舎使用料条例の一部を改正する条例要綱

- 1 庁舎地下1階に設けた開かれたアトリエの使用料等を次のとおり定めることとした。

使用時間区分	単位	使用料
午後6時～午後10時	1時間	825円

- 2 その他所要の規定整備を図ることとした。

- 3 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。

### 亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例要綱

- 1 産科医療補償制度の見直しによる健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の額を1児につき408,000円（現行404,000円）に改めることとした。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。

- 3 この条例は、令和4年1月1日から施行することとした。

### 亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例要綱

- 1 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例要綱

- 1 都市計画法の一部改正に伴い、同法第34条第11号（市街化区域に近隣接した区域）及び第12号（既存集落まちづくり区域等）等に規定する条例で定める区域から災害の防止等を考慮して除外する区域を定めることとした。
- 2 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例の施行に際し、必要な経過措置を定めることとした。
- 4 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。

亀岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例要綱

- 1 篠町篠牙ケ尾地区地区整備計画区域内において、計画的で合理的な土地利用を誘導し、周辺環境と調和のとれた良好な市街地環境の形成と保全を図るため、建築物の制限の一部を変更することとした。
- 2 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例要綱

- 1 亀岡運動公園及びさくら公園の有料公園施設（目的外使用施設等を除く。）を市外居住者等が使用する場合は、使用料を5割増しとすることとした。
- 2 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。

亀岡市営住宅設置条例及び亀岡市営特定目的住宅条例の一部を改正する条例要綱

- 1 曾我部町穴太に設置している車垣内住宅及び安町大池に設置している特定目的住宅について、老朽化に伴い用途廃止することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

# 条 例

亀岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月21日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第20号

亀岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

亀岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和57年亀岡市条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するもの」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市社会体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月21日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第21号

亀岡市社会体育施設条例の一部を改正する条例

亀岡市社会体育施設条例（昭和39年亀岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1に備考として次のように加える。  
備考

市外居住者（法人にあつては、その主たる事業所の所在地が市外にある者）が使用する場合は、この表に定める額の5割相当額を加算する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市庁舎使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月21日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第22号

亀岡市庁舎使用料条例の一部を改正する条例

亀岡市庁舎使用料条例（平成2年亀岡市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「別表第2」を「別表第3」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 開かれたアトリエの使用者 別表第2に掲げる額

別表第1中「基本使用料」を「使用料」に改める。

別表第2を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第3条関係）

開かれたアトリエ使用料

使用時間区分	単位	使用料
午後6時～午後10時	1時間	825円

備考

- 1 営利を目的として使用する場合は、使用料に使用時間を乗じて得た額の10割相当額を加算する。
- 2 入場料その他これに類するものを徴収して使用する場合は、使用料に使用時間を乗じて得た額の10割相当額を加算する。
- 3 冷暖房設備を使用する場合は、使用料に使用時間を乗じて得た額の4割相当額を加算する。
- 4 使用許可時間を超過した場合の超過使用料は、1時間につき825円とする。  
この場合において、超過使用時間に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。
- 5 特別に電気その他を使用する場合は、実費を徴収する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月21日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第23号

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

亀岡市国民健康保険条例（昭和34年亀岡市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「404,000円」を「408,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前に出産した被保険者に係る亀岡市国民健康保険条例第7条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月21日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第24号

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年亀岡市条例第21号）の一部を次のように改正する。

目次中

「 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第52条・第53条） 」  
を  
「 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第52条・第53条）  
第4章 雑則（第54条） 」  
に改める。

第6条第2項から第6項までを削る。  
第39条第2項を削る。  
本則に次の1章を加える。

第4章 雑則  
（電磁的記録等）

第54条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識すること

ができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項に定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち  
ア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電

子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教

育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月21日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第25号

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成28年亀岡市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第6号中「令第8条第1項第2号口からニまでに」を「令第29条の9第1号から第6号までに掲げる土地の区域及び第7号に」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、安全性が確保されると認められる土地の区域として規則で定めるものについては、この限りでない。

第8条第1項中「令第8条第1項第2号口からニまでに掲げる土地の区域として規則で定めるものを含まない」を「第6条第1項第6号に掲げる」に改め、「（建築基準法第43条の規定に適合するものに限る。）」を削り、同条第2項中「第7項」を「第6項」に改める。

第9条第1項中「令第8条第1項第2号口からニまでに掲げる土地の区域として規則で定めるものを含まない」を「第6条第1項第6号に掲げる」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第6条、第8条及び第9条の規定は、この条例の施行の日以後に申請された法第29条第1項若しくは第35条の2第1項又は第42条第1項ただし書若しくは第43条第1項の許可について適用し、同日前に申請されたこれらの許可については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月21日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第26号

亀岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

亀岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（昭和62年亀岡市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第3号ただし書中「篠町篠牙ケ尾地区地区整備計画区域」の次に「のうち工業施設ゾーン」を加える。

別表第2中「身体障害者福祉ホーム」を「福

社ホーム」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月21日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第27号

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例

亀岡市都市公園条例（昭和44年亀岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第3第3項第1号の備考に次のように加える。

3 市外居住者（法人にあっては、その主たる事業所の所在地が市外にある者）が使用する場合の使用料は、この表に定める額にその5割相当額を加算した額とする。

別表第3第3項第2号中備考4を備考5とし、備考3の次に次のように加える。

4 市外居住者（法人にあっては、その主たる事業所の所在地が市外にある者）が使用する場合は、この表に定める額の5割相当額を加算する。

別表第3第3項第3号中備考4を備考5とし、

備考3を備考4とし、備考2の次に次のように加える。

3 市外居住者（法人にあっては、その主たる事業所の所在地が市外にある者）が使用する場合の使用料は、この表に定める額にその5割相当額を加算した額とする。

別表第3第3項第4号の備考に次のように加える。

5 市外居住者（法人にあっては、その主たる事業所の所在地が市外にある者）が使用する場合の使用料は、この表に定める額にその5割相当額を加算した額とする。（ただし、ウォータースライダー、更衣室ロッカー及び売店の使用を除く。）

別表第3第3項第5号の備考に次のように加える。

4 市外居住者（法人にあっては、その主たる事業所の所在地が市外にある者）が使用する場合の使用料は、この表に定める額にその5割相当額を加算した額とする。（ただし、コインランドリー及びレストランの使用を除く。）

別表第3第3項第6号中「基本使用料」を「使用料」に改め、同号の備考に次のように加える。

4 市外居住者（法人にあっては、その主たる事業所の所在地が市外にある者）が使用する場合の使用料は、この表に定める額にその5割相当額を加算した額とする。

別表第3第3項第7号の備考に次のように加える。

3 市外居住者（法人にあっては、その主たる事業所の所在地が市外にある者）が使用する場合の使用料は、この表に定める額にその5割相当額を加算した額とする。

別表第3第3項第8号中備考4を備考5とし、備考3の次に次のように加える。

4 市外居住者（法人にあっては、その主たる

事業所の所在地が市外にある者) が使用する場合は、この表に定める額の5割相当額を加算する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市営住宅設置条例及び亀岡市営特定目的住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月21日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第28号

亀岡市営住宅設置条例及び亀岡市営特定目的住宅条例の一部を改正する条例

(亀岡市営住宅設置条例の一部改正)

第1条 亀岡市営住宅設置条例(昭和39年亀岡市条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

滝の花住宅	〃 篠町野条
車垣内住宅	〃 曾我部町穴太
大年住宅	〃 保津町大年

」

を

「

滝の花住宅	〃 篠町野条
大年住宅	〃 保津町大年

」

に改める。

(亀岡市営特定目的住宅条例の一部改正)

第2条 亀岡市営特定目的住宅条例(昭和43年亀岡市条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

〃 東出合	〃	1	3,000円
亀岡市安町大池	〃	2	800円
亀岡市保津町上火無	〃	1	800円

」

を

「

〃 東出合	〃	1	3,000円
亀岡市保津町上火無	〃	1	800円

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

## 規 則

亀岡市文書取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第25号

亀岡市文書取扱規則の一部を改正する規則

亀岡市文書取扱規則（平成13年亀岡市規則第27号）の一部を次のように改正する。

目次中「第36条」を「第38条」に、「第37条—第46条」を「第39条—第48条」に、「保存（第47条—第59条）」を「保管等（第49条—第60条）」に、「利用（第60条—第66条）」を「利用及び廃棄（第61条—第67条）」に、「第67条—第72条」を「第68条—第73条」に、「（第73条）」を「（第74条）」に改める。

第2条第10号及び第11号を次のように改める。

- (10) 保管文書 第53条及び第55条の規定により所管課において管理する文書等をいう。
- (11) 保存文書 第59条の規定により総務課長が引継ぎを受けた後において管理する文書等をいう。

第10条第3号を次のように改める。

- (3) その他必要な補助簿

第12条中「保管」の次に「又は保存」を加える。

第14条第1項第3号中「公文書管理システム又は収発簿」を「公文書管理システム等」に改める。

第22条第1項中「文書取扱主任」を「文書取扱主任等」に改め、同条第2項及び第3項中「収発件名簿等」を「公文書管理システム」に改め、同条第4項中「収発件名簿等」を「公文書管理システム」に改め、同項に次の1号を加える。

- (5) 文書等の電子データ

第22条第5項中「作成した収発件名簿」を「公文書管理システムに登録した収受文書」に改める。

第22条の2第1号中「住民の基本的台帳」を「住民基本台帳」に改める。

第22条の3ただし書を削る。

第27条第1項を削る。

第27条第3項を次のように改め、同項を第1項とする。

3 起案は、次条に規定する場合及び別に定めのある場合を除き、起案をする者（以下「起案者」という。）が、公文書管理システムに事案の内容その他所要事項を記録することにより行うものとする。ただし、これにより難しい場合は、伺書用紙（別記第6号様式）を用いて、起案者欄に押印することにより行うことができる。

第27条第4項を同条第3項とする。

第27条第5項中「伺書」を「公文書管理システム又は伺書用紙」に改め、同項を同条第4項とする。

第27条第6項中「伺書」を「起案文書」に改め、同項を同条第5項とする。

第29条第1項中「伺書用紙の所定欄」に表示し、公文書管理システムによる起案にあつては、その旨を記録しなければならない」を「公文書管理システムに記録し、伺書用紙を用いる起案にあつては、その旨を所定欄に表示しなければ

ならない」に改める。

第30条中「、「急」を「「急」に改め、「又は」を削り、「、「秘」を「「秘」に、「伺書用紙に表示し、公文書管理システムによる起案にあつては、その旨を記録するものとする」を「公文書管理システムに記録し、伺書用紙を用いる起案にあつては、その旨を表示するものとする」に改める。

第48条及び第49条を削る。

第47条第1項中「第56条」を「第52条」に改め、同条を第49条とする。

第5章の章名中「保存」を「保管等」に改める。

第46条を第48条とする。

第45条を次のように改め、同条を第47条とする。

(発送後の処理)

第45条 文書の発送処理が完了したときは、所管課の起案者は、公文書管理システムにその旨を記録し、伺書用紙を用いる起案にあつては、当該用紙の発送欄に押印しなければならない。

第44条を第46条とする。

第43条中「令達すべき文書」の次に「(指令を除く。)」を加え、「原議」を「原議等」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第45条とする。

2 指令文書は、当該文書を取り扱う所管課において、暦年ごとに順位番号を付け、指令番号簿により整理するものとする。

第42条第4項中「伺書」を「起案文書」に改め、同条第5項中「第40条」を「第42条」に改め、同条を第44条とする。

第41条第1項中「収発件名簿等」を「公文書管理システム等」に改め、同条第2項中「施行文書に、伺書用紙を用いる起案にあつては施行年月日を記入し、公文書管理システムによる起案にあつてはその旨を記録するものとする」

を「施行文書の施行年月日を公文書管理システムに記録し、伺書用紙を用いる起案にあつては、所定欄にその旨を記入するものとする」に改め、同条を第43条とする。

第40条の2第2項中「電子署名を付与する文書に係る決裁の終わった原議等を添えて」を削り、「提出し」を「申し出て」に改め、同条第3項中「原議」を「原議等」に改め、同条第4項中「伺書用紙に電子署名付与日付印(別記第9号の2様式)を押さなければならない」を「公文書管理システムに電子署名を付与した日付を記録し、伺書用紙を用いる起案にあつては、所定欄に電子署名付与日付印(別記第9号の2様式)を押さなければならない」に改め、同条を第42条の2とする。

第40条第1項中「第37条第3項」を「第39条第3項」に改め、同条第2項中「決裁の終わった原議を添えて」を削り、「申し出なければならない」を「申し出て、次項に定める審査を受け、決裁の終わった原議等と相違ないことの承認を受けなければならない」に改め、同条第4項中「伺書に」を「公文書管理システムに前項の審査をした者の氏名及び押印した日付を記録し、伺書用紙を用いる起案にあつては、所定欄に」に改め、同条を第42条とする。

第39条を第41条とし、第38条を第40条とする。

第37条第3項後段を次のように改め、同条を第39条とする。

この場合において、決裁済文書を照合した者は、公文書管理システムに浄書者及び校合者を記録し、伺書用紙を用いる起案にあつては、浄書・校合欄に押印しなければならない。第36条を次のように改め、同条を第38条とする。

(決裁年月日)

第36条 起案者は、決裁された起案文書の内容を確認し、公文書管理システムに速やかに

決裁年月日を記録し、伺書用紙を用いる起案にあつては、その旨を記入するものとする。

第35条を第37条とし、第34条を第36条とし、同条の前に次の1条を加える。

(後閲の処理)

第35条 決裁関与者が短期間不在の場合で、決裁の処理に緊急を要するときは、公文書管理システムに当該決裁関与者を後閲とする旨を記録し、伺書用紙を用いる起案にあつては、当該押印欄にその旨を記入し、決裁権者の決裁を求めることができる。この場合において、起案者は、当該決裁終了後速やかに不在であった決裁関与者の閲覧に供さなければならない。

第33条を第34条とする。

第32条第3項中「伺書用紙の合議欄にその旨を表示し、公文書管理システムによる起案にあつては、その旨を記録するものとする」を「公文書管理システムにその旨を記録し、伺書用紙を用いる起案にあつては、合議欄にその旨を表示するものとする」に改め、同条を第33条とする。

第31条を第32条とし、第30条の次に次の1条を加える。

(決裁)

第31条 起案は、亀岡市事務処理規程（昭和58年亀岡市訓令第2号。以下「事務処理規程」という。）に基づき決裁を受けなければならない。

2 事務処理規程第46条及び第47条の規定により代決者が代決したときは、公文書管理システムにその旨を記録し、伺書用紙を用いる起案にあつては、当該決裁欄に代と朱書きしなければならない。

第56条及び第57条を削る。

第54条を第57条とする。

第53条の見出し中「保存」を「収納」に改め、同条第1項中「文書等」を「電子文書以外

の文書等」に、「第56条」を「第52条」に、「書庫等に保存」を「書庫等に保管」に改め、同条第2項中「第48条第3項」を「第51条第3項」に、「製本等をして保存」を「製本等をして保管」に、「第56条」を「第52条」に、「保存する文書等」を「保管する文書等」に、「保存するものとする」を「保管するものとする」に改め、同条第3項中「保存」を「保管」に改め、同条を第56条とする。

第52条を削る。

第51条第2項を次のように改め、同条を第55条とする。

2 文書取扱主任は、前項の規定による指定をしたときは、その指定した文書等（以下「常用文書」という。）をその文書等が常用文書である旨の表示をしたファイルボックスに入れ、適切な什器に収納するものとする。

第50条中「文書等」を「電子文書以外の文書等」に改め、同条を第54条とし、第49条の次に次の4条を加える。

(電子文書の整理)

第50条 電子文書を前条の規定により整理するときは、完結の都度、公文書管理システムに記録して行うものとする。

(電子文書以外の文書等の整理)

第51条 電子文書以外の文書等を第49条の規定により整理するときは、完結の都度、文書分類別に、かつ、一件ごとに文書ファイルに整理しておくものとする。

2 前項の規定にかかわらず、相互に極めて密接な関係がある2以上の電子文書以外の文書等は、一群の電子文書以外の文書等として整理することができる。この場合において、文書分類を異にするものについては、主たる電子文書以外の文書等の文書分類により整理するものとする。

3 前項の規定により電子文書以外の文書等を整理する場合で、主管課長が特に必要がある

と認めるときは、一群の電子文書以外の文書等として編集、製本等をして保管するものとする。

4 前2項の処理及びその他の事由により、文書ファイル、文書分類又は保存期間を変更するときは、当該文書を編集、製本等をするとともに、文書整理により、その変更内容を総務課長に報告するものとする。

(保存類別及び保存期間)

第52条 法令等に保存期間の定めのある文書等については法令等に定める期間により、時効が完成する間証拠として保存する必要がある文書等については当該時効の期間を考慮して、その保存期間を定める。

2 前項に定めるものを除くほか、文書等の保存類別及び保存期間は、次のとおりとする。

- 第1類 30年
- 第2類 10年
- 第3類 5年
- 第4類 3年
- 第5類 1年

3 文書等の保存類別の分類基準は、文書分類基準表の定めるところによる。

(文書等の保管)

第53条 文書等は、当該文書の完結年度の終了後、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間、所管課において適切に保管しなければならない。

- (1) 電子文書 前条の規定により定める保存期間
- (2) 電子文書以外の文書等 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間
  - ア 前条の規定により定める保存期間が10年以上の文書 当該文書の完結年度の終了後1年間
  - イ 前条の規定により定める保存期間が10年未満の文書 当該保存期間が経過するまでの間

2 前項の規定による保管は、文書等を職務上作成し、又は取得した会計年度別に区分して行うものとする。

第73条を第74条とし、第72条を第73条とし、第71条を第72条とする。

第70条第2項中「第68条第1項」を「第69条第1項」に改め、同条を第71条とする。

第69条中「第67条」を「第68条」に改め、同条を第70条とする。

第68条第1項中「当該秘密文書に明記し、公文書管理システムによる起案にあつては、その旨を記録するものとする」を「公文書管理システムに記録し、伺書用紙を用いる起案にあつては、当該秘密文書にその旨を明記するものとする」に改め、同条を第69条とする。

第67条を第68条とし、第66条を第67条とする。

第65条（見出しを含む。）中「文書等」を「保管文書」に改め、同条を第66条とする。

第64条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加え、同条を第65条とする。

2 主管課長は、保存期間が経過した保管文書又は電子文書であつてもなお保管の必要があると認めるときは、総務課長と協議のうえ、期間を延長して保管することができる。

第63条中「文書等が」を「保存文書が」に、「当該文書等」を「当該文書」に、「この場合」を「この場合において」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第64条とする。

2 主管課長は、保管している保管文書又は電子文書がその保存期間を満了したときは、総務課長の承認を得て、当該文書を廃棄及び消去するものとする。

第62条第1項及び第2項中「文書等」を「保管文書」に改め、同条第3項中「文書等を」を「保管文書を」に、「当該文書等」を「当該文書」に改め、同条を第63条とする。

第61条の2を削る。

第61条の見出し中「保存の文書等」を「保存文書」に改め、同条第1項中「第53条第1項」を「第59条第1項」に、「書庫に保存されている保存箱に収納されている文書等」を「引き継がれた保存文書（電子文書を除く。以下同じ。）」に改め、同条を第62条とする。

第60条の見出し中「保管文書等」を「保管文書」に改め、同条第1項中「において保管されている文書等」を「の保管文書（電子文書を除く。以下同じ。）」に、「第49条第1項の」を「第54条第2項の規定により」に改め、同条第2項中「文書等」を「保管文書」に改め、同条を第61条とする。

第6章の章名を次のように改める。

#### 第6章 文書等の利用及び廃棄

第59条の見出し中「引継文書」を「引き継がれた文書」に改め、同条を第60条とする。

第58条の見出し中「文書」を「電子文書以外の文書等」に改め、同条中「第48条」を「第51条」に、「第53条」を「第56条」に、「収納保存」を「収納」に改め、「主管課長は」の次に「、第52条に規定する保存期間が10年以上の電子文書以外の文書等にあつては」を加え、同条を第59条とする。

第55条を第58条とする。

別表第2中「収発件名簿等」及び「収発件名簿」を「公文書管理システム」に改め、同表8の項及び9の項中「文書取扱主任」を「文書取扱主任等」に改める。

別記第7号様式中「第37条関係」を「第39条関係」に改める。

別記第8号様式中「第40条関係」を「第42条関係」に改める。

別記第9号の2様式中「第40条の2関係」を「第42条の2関係」に改める。

別記第10号様式中「第42条関係」を「第44条関係」に改める。

別記第11号様式中「第42条関係」を「第44条関係」に、

「

亀岡市役所

差出人

氏名印

」を

「

亀岡市役所

(担当課)

次のとおり、後納郵便物等を差し出します。

なお、この郵便物等は、郵便法等の法令に違反した内容の郵便物等ではないことを確約します。

」に

改める。

別記第12号様式中「第43条関係」を「第45条関係」に改める。

別記第13号様式中「第44条関係」を「第46条関係」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(亀岡市公印規則の一部改正)
- 2 亀岡市公印規則(昭和30年亀岡市規則第6号)の一部を次のように改正する。  
第8条第2項中「原議書」を「原議書等」に改める。

「揭示済」

亀岡市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月10日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第26号

亀岡市国民健康保険条例施行規則  
の一部を改正する規則

亀岡市国民健康保険条例施行規則(昭和53年亀岡市規則第20号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「令和3年12月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市庁舎使用料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月21日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第27号

亀岡市庁舎使用料条例施行規則の  
一部を改正する規則

亀岡市庁舎使用料条例施行規則(平成2年亀岡市規則第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「市民ホールを除く。以下同じ」を「市民ホール及び開かれたアトリエを除く。以下同じ。」に改め、同項ただし書中「条例別表第2備考」を「条例別表第3備考」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

「揭示済」

開かれたアトリエ使用規則をここに公布する。

令和3年12月21日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第28号

## 開かれたアトリエ使用規則

(趣旨)

第1条 この規則は、SDGsの取組の拠点である開かれたアトリエについて、その使用及び亀岡市庁舎使用料条例（平成2年亀岡市条例第14号。第7条から第9条までにおいて「条例」という。）に基づく使用料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用することができる時間等)

第2条 開かれたアトリエを使用することができる時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 市長が必要と認めるときは、前項の使用することができる時間を伸縮することができる。

3 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日は、開かれたアトリエの休業日とし、使用することができない日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、随時、使用することができる日又は使用することができない日を設定することができる。

(許可申請)

第3条 午後6時から午後10時までの間に開かれたアトリエを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、使用の前3月から7日までの間に開かれたアトリエ使用許可申請書（別記第1号様式。以下「使用許可申請書」という。）を提出し、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項又は内容を変更しようとする場合についても同様とする。

(許可の基準等)

第4条 市長は、前条の規定による使用許可申請があった場合は、その内容を審査し、次に掲げる基準の全てに適合するときは、開かれたアトリエの使用を許可することができる。

(1) 市役所の業務又は来庁者に支障がないこと。

(2) 法令（条例及び規則を含む。以下同じ。）に違反するおそれがないこと。

(3) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがないこと。

(4) 開かれたアトリエの管理上支障がないこと。

2 市長は、亀岡市暴力団排除条例（平成24年亀岡市条例第24号）第2条第4号に掲げる暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）に対し、前項の許可をしてはならない。

3 市長は、開かれたアトリエの使用を許可する場合において、必要と認めるときは条件を付するものとする。

4 開かれたアトリエの使用許可は、開かれたアトリエ使用許可書（別記第2号様式）を交付することにより行うものとする。

(許可の取消し等)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、開かれたアトリエの使用許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは使用を停止させるものとする。

(1) 使用者が暴力団員等に該当していることが判明したとき。

(2) 使用者が期限内に使用料を納入しないとき。

(3) 使用者が使用の目的を許可なく変更したとき。

(4) 使用者が法令又は法令の規定に基づく処分に違反し、若しくは違反するおそれがあるとき。

(5) 市において公用又は公共用に供する必要が生じたとき。

(使用時間の計算及び延長)

第6条 開かれたアトリエを午後6時から午後10時までの間において使用する場合の時間（以下「使用時間」という。）は、本来の使用目的に要する時間のほか、その準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

2 使用者は、許可なく使用時間を延長することができない。

3 使用者が使用時間の延長について許可を受けたときは、当該延長に係る条例第3条第2号に規定する使用料を直ちに納入しなければならない。

(使用料)

第7条 使用者は、条例別表第2備考に規定する実費及び前条第3項に規定する場合を除き、条例第3条第2号に規定する使用料を開かれたアトリエの使用前に納入しなければならない。

(減免)

第8条 条例第4条の規定により減免する使用料の額は、次に定めるところによる。ただし、入場料その他これに類するものを徴収する場合は、使用料の減免は行わない。

(1) 条例第4条第1号に該当する場合(市が後援する事業で使用する場合に限る。)

3割

(2) 条例第4条第2号に該当する場合 全額

(3) 条例第4条第3号に該当する場合(市が後援する事業で使用するとき、又は市内の公共的団体が使用するときに限る。) 3割

2 使用料の減免を受けようとする場合は、開かれたアトリエ使用料減免申請書(別記第3号様式)を使用許可申請書に添付しなければならない。

(還付)

第9条 条例第5条ただし書により還付する使用料の額は、次に定めるところによる。

(1) 条例第5条第1号に該当する場合 全額

(2) 条例第5条第2号に該当する場合

ア 使用の中止を使用の日前7日までに申請したとき。 全額

イ 使用の中止を使用の日までに申請したとき(アに該当する場合を除く。)

使用料から825円に使用時間を乗じて得た額を除いた額

(3) 条例第5条第3号に該当する場合 使用許可期間の残存期間の使用料に相当する額(使用の変更及び中止)

第10条 使用者が開かれたアトリエの使用を変更又は中止しようとする場合は、開かれたアトリエ使用変更及び中止申請書(別記第4号様式)に第3条第4項の規定により交付された使用許可書を添付して市長に申請しなければならない。

(使用者の遵守事項)

第11条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 市役所の業務に支障を及ぼし、又は来庁者に迷惑をかけること。

(2) 法令を遵守すること。

(3) 使用の許可を受けた目的外の目的に使用しないこと。

(4) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(5) 所定の場所以外で物品等の展示又は販売をしないこと。

(6) 所定の場所以外で印刷物等の掲示又は配布をしないこと。

(7) 開かれたアトリエの管理を担当する職員(以下「管理職員」という。)の指示に従うこと。

(8) 開かれたアトリエの使用が終了したときは、使用者の負担において施設を原状に回復し、管理職員に届け出て点検を受けること。

(9) 開かれたアトリエの設備を汚損し、毀損し、又は滅失したときは、直ちに管理職員に届け出て、その指示を受けること。

(10) 入場者に対して次条の規定を遵守させること。

(入場者の遵守事項)

第12条 入場者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食し、又は火気（喫煙を含む。）を使用しないこと。
- (2) 施設内を不潔にしないこと。
- (3) 騒音、放歌、暴力等他人に迷惑をかける行為をしないこと。
- (4) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (5) その他市長の指示に従うこと。

（受付時間）

第13条 開かれたアトリエの使用許可に関する事務は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日を除いて、午前8時30分から午後5時15分まで取り扱うものとする。ただし、第6条第2項に規定する使用時間の延長に係る許可に関する事務については、この限りでない。

（冷暖房の実施期間）

第14条 冷房及び暖房の実施期間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 冷房期間 6月20日から9月20日まで
  - (2) 暖房期間 1月1日から3月31日まで及び12月1日から12月31日まで
- （調整）

第15条 開かれたアトリエを午後6時から午後10時の間において使用する場合は、亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第183条第3項及び第4項並びに亀岡市役所庁舎管理規則（昭和41年亀岡市規則第9号）第15条、第17条及び第18条の規定を適用しない。

（委任）

第16条 この規則に定めるもののほか、開かれたアトリエの使用に関し必要な事項は、別

に市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 使用の許可申請その他の開かれたアトリエを供用するために必要な行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

（市民ホール使用規則の一部改正）

3 市民ホール使用規則（平成2年亀岡市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「使用者は、」の次に「条例別表第1備考に規定する実費及び」を加える。

第9条第2号イ中「基本使用料を除いた額」を「使用時間区分ごとに定める使用料を除いた額（条例別表第1備考の規定により加算する額、実費及び附帯設備使用料を除く。）」に改める。

【別記様式 省略】

「揭示済」

亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則及び亀岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月21日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第29号

亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則及び亀岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(平成21年亀岡市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第19条第5項中「別表第2中」の次に「5の2の項及び」を加える。

別表第2の5の項の次に次の1項を加える。

5の2 出生サポート休暇	職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度において5日(当該通院等が体外受精その他の市長が定める不妊治療に係るものである場合においては、10日)の範囲内の期間
--------------	---------------------------------------	--

(亀岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 亀岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和元年亀岡市規則第44号)の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「9の項」の次に「、11の項」を、「12の項」の次に「、14の項、17の項、18の項」を加え、「5の項及び6の項」を「3の項及び4の項」に改め、同条第4項中「別表第4中5の項及び6の項」を「別表第3中14の項、17の項、18の項、別表第4中3の項及び4の項」に改める。

第17条中「別表第4中1の項及び2の項」を「別表第3中15の項及び16の項」に改める。  
別表第3中14の項を19の項とし、13の項の次に次の5項を加える。

14 不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度において5日(当該通院等が体外受精その他の市長が定める不妊治療に係るものである場合においては、10日)以内の期間
15 6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である会計年度任用職員が申し出た場合	出産の日までの期間
16 会計年度任用職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間(産後6週間を経過した会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)

<p>17 会計年度任用職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次項において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>市長が定める期間内における2日以内の期間</p>
<p>18 会計年度任用職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの期間にある場合において、当該出産に係る子（条例第8条の2第1項に規定する子をいう。以下同じ。）又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のために勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>	<p>当該期間内における5日以内の期間</p>

別表第4中1の項及び2の項を削り、

「

3 生後満1年に達しない子（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）第6条第4項第1号において子に含まれるものとされる者を含む。別表第4第6項を除き、以下同じ。）を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合

」

を

「

1 生後満1年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合

」

に改め、4の項を2の項とし、5の項から9の項までを2項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月21日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第30号

亀岡市財務規則の一部を改正する規則

亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第47条の2の見出し中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、同条第1項中「第231条の2第6項の規定により指定代理納付者を指定し、歳入を納付させようとするときは」を「第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）を指定しようとするときは」に改め、同条第2項前段中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、同項後段を削り、同項各号を次のように改める。

- (1) 指定納付受託者の名称及びその住所又は主たる事務所の所在地
- (2) 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等
- (3) 指定をした日
- (4) 指定の期日
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第47条の2に次の1項を加える。

- 3 市長は、指定納付受託者がその名称、住所又は事務所の所在地の変更を市長に届け出たとき及び指定納付受託者の指定を取り消したときは、その旨を告示しなければならない。第76条の2中「指定代理納付者」を「指定

納付受託者」に、「に歳入を納付させる」を「が納付事務を行う」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年1月4日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日において現に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第6条の規定による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定による指定を受けている者に対する改正前の亀岡市財務規則の規定の適用については、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月21日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第31号

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保

育事業の保育料に関する条例施行規則（平成27年亀岡市規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表備考第3項を次のように改める。

3 これらの表において、教育・保育給付認定子どもの属する世帯が次の各号のいずれかに該当する場合で、世帯の市町村民税所得割合計額が、教育・保育給付認定子どもについて77,101円未満である場合の保育料は、これらの表に定める額に2分の1を乗じて得た額（その額が9,000円を超える場合は9,000円）とする。ただし、2人目以降の子どもに係る保育料は、無料とする。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

(2) 在宅障害児（者）のいる世帯

(3) 生活保護法による被保護世帯に準ずる程度に困窮していると市長が認める世帯

別表備考第4項中「1の表及び2の表」を「これらの表」に改め、同項第1号中「当該子どもの属する世帯の階層区分における保育料の1/2」を「これらの表に定める額に2分の1を乗じて得た額」に改める。

別表備考第5項を次のように改める。

5 前2項の規定にかかわらず、世帯の市町村民税所得割合計額が、教育・保育給付認定子どもについて57,700円未満であり、当該特定被監護者等（政令第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合の保育料は、次のとおりとする。

(1) 特定被監護者等のうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子どもの保育料については、これらの表に定める額に2分の1を乗じて得た額とする。

(2) 特定被監護者等（そのうち最年長者及び

2番目の年長者である者を除く。）である満3歳未満保育認定子どもの保育料については、無料とする。

別表備考第7項を次のように改める。

7 これらの表において、18歳未満の児童（18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者を含む。）が3人以上いる世帯のうち、B階層からC12階層までに認定された世帯の当該3人目以降の児童に係る保育料は、無料とする。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、令和3年10月1日から適用する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則の規定は、この規則の適用の日以後に行われる教育・保育に係る保育料について適用し、同日前に行われた教育・保育に係る保育料については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月21日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第32号

亀岡市国民健康保険条例施行規則  
の一部を改正する規則

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「16,000円」を「12,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の前に出産した被保険者に係る亀岡市国民健康保険条例施行規則第19条第1項の規定による出産育児一時金の加算額については、なお従前の例による。

「揭示済」

川の駅・亀岡水辺公園条例施行規則をここに公布する。

令和3年12月21日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第33号

川の駅・亀岡水辺公園条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、川の駅・亀岡水辺公園条例（令和3年亀岡市条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用許可の申請）

第2条 条例第6条第1項の規定により川の駅・亀岡水辺公園（以下「川の駅」という。）並びにその附帯設備及び器具備品等（条例第4条第1項第1号に規定する施設内のシャワーを除く。以下「附帯設備等」という。）の使用の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者は、川の駅・亀岡水辺公園使用許可申請書（別記第1号様式。以下「使用許可申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 使用許可申請書の提出期間は、使用しようとする日前3月から当日までの期間とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

（使用許可）

第3条 市長は、使用許可をしたときは、条例第12条第1項ただし書に定める場合のほか、使用料の納付のあった後、川の駅・亀岡水辺公園使用許可書（別記第2号様式。以下「使用許可書」という。）を前条第1項に規定する申請をした者に対し交付する。

2 前項の規定により使用許可書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、市長から使用許可書の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

（使用期間）

第4条 川の駅の使用期間は、連続して7日を超えることはできない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

（使用許可の順位）

第5条 使用許可の順位は、使用許可申請書を受理した順序による。ただし、市長が公益上特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用時間の計算及び延長)

第6条 川の駅の使用時間は、本来の使用目的に要する時間のほか、その準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

2 使用者は、許可なく使用時間を延長することはできない。

3 使用者は、使用時間の延長について許可を受けたときは、当該延長に係る規定の使用料を直ちに納付しなければならない。

(使用許可内容の変更)

第7条 使用者は、条例第6条第1項の規定による使用許可の内容を変更しようとするときは、川の駅・亀岡水辺公園使用許可内容変更承認申請書(別記第3号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その承認をするか否かを決定し、当該申請をした者に対し、川の駅・亀岡水辺公園使用許可内容変更承認(不承認)通知書(別記第4号様式)を交付するものとする。

(申出による使用許可の取消し)

第8条 使用者は、自らの都合により使用許可の取消しを受けようとするときは、川の駅・亀岡水辺公園使用許可取消届・使用料還付申請書(別記第5号様式。以下「取消届・還付申請書」という。)に第3条第1項の規定により交付された使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請について承認するときは、当該申請をした者に対し、川の駅・亀岡水辺公園使用許可取消通知書(別記第6号様式)を交付するものとする。

(使用料及び目的外使用料の減免)

第9条 条例第13条及び第17条の規定により使用料及び目的外使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次のとおりとし、その額に10円未満の端数が生じたときは、当該端数を10円に切り上げる

ものとする。ただし、入場料その他これに類するものを徴収するときは、使用料及び目的外使用料を減額し、又は免除しない。

(1) 使用料の減免

ア 公益のために使用する場合で、市長が特に必要があると認めるとき。 免除

イ その他市長が特に必要があると認めるとき。 5割

(2) 目的外使用料の減免

ア 公益のために使用する場合で、市長が特に必要があると認めるとき。 免除

イ その他市長が特に必要があると認めるとき。 5割

2 第1項の規定により、使用料及び目的外使用料の減額又は免除を受けようとするときは、川の駅・亀岡水辺公園使用料(目的外使用料)減免申請書(別記第7号様式)を使用許可申請書又は川の駅・亀岡水辺公園目的外使用許可申請書(別記第8号様式。以下「目的外使用許可申請書」という。)に添えて市長に提出しなければならない。

(附帯設備等の使用料)

第10条 附帯設備等を使用しようとする者は、市長が別に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の還付)

第11条 条例第14条ただし書の規定により使用料を還付する場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 災害その他不可抗力により使用できない場合 全額

(2) 公用又は管理上の都合により使用許可を取り消した場合 全額

(3) 使用許可の取消しの届出を使用しようとする日の2日前までにした場合 全額

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとするときは、取消届・還付申請書に第3条第1項の規定により交付された使用許可書を

添えて市長に提出しなければならない。

(目的外使用許可の申請)

第12条 条例第15条の規定により川の駅及びその附帯設備等の目的外使用の許可(以下「目的外使用許可」という。)を受けようとする者は、目的外使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 目的外使用許可申請書の提出期間は、使用しようとする日前3月から前2週までの期間とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(目的外使用許可)

第13条 市長は、目的外使用許可をしたときは、川の駅・亀岡水辺公園目的外使用許可書(別記第9号様式)を前条第1項に規定する申請をした者に対し交付する。

(使用者の守るべき事項)

第14条 使用者は、条例の定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用人員が使用する施設の定員を超えないこと。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。
- (2) 所定の場所以外で飲食し、又は火気(喫煙を含む。)を使用しないこと。また、直火でのバーベキュー等はしないこと。
- (3) 施設を不潔にしないこと。
- (4) 土地の形質又は物件等の位置若しくは構造を変更しないこと。
- (5) 竹木を伐採し、又は土石若しくは植物を採取しないこと。
- (6) 騒音、放歌、暴力等他人に迷惑をかける行為をしないこと。
- (7) 許可なく物品等を展示又は販売しないこと。
- (8) 許可なく印刷物の掲示又は配布をしないこと。
- (9) 許可を受けた以外の場所及び器具を使用

しないこと。

(10) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は留め置かないこと。

(11) 準備、後始末、原状回復等を行う場合は、市長の指示に従うこと。

(12) 前各号のほか、施設の管理に支障がある行為はしないこと。

(13) その他市長の指示に従うこと。

(駐車場の使用制限)

第15条 駐車場を使用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 駐車場の施設その他の工作物及び駐車中の自動車を毀損し、汚損し、又は滅失すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼす行為をすること。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車場の使用を制限することができる。

(1) 駐車場を使用する者が前項に掲げる行為をしたとき。

(2) その他市長が管理上必要があると認めるとき。

(施設の破損等の届出)

第16条 使用者は、川の駅の施設又は附帯設備等を破損し、又は滅失したときは、直ちに市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(使用終了の届出)

第17条 使用者は、川の駅の使用を終わったときは、直ちに市長に届け出て、その検査を受けなければならない。

(指定管理者による管理)

第18条 川の駅の管理を指定管理者に行わせる場合におけるこの規則の規定の適用については、第2条、第3条、第7条、第8条、第10条、第11条及び第14条から第17条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条、第6条、第9条から第11

条まで、別記第2号様式及び別記第5号様式から別記第8号様式までの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第4条、第5条、第9条第1項第1号イ及び第19条中「市長が」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得て」とする。

(その他)

第19条 この規則に定めるもののほか、川の駅の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則の施行に際し、川の駅・亀岡水辺公園の使用に係る手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

【別記様式 省略】

「揭示済」

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月21日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第34号

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則（平成28年亀岡市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第4条中「、第8条第1項及び第9条第1項」を削り、第2号から第5号までを削り、第6号を第2号とし、第7号から第15号までを4号ずつ繰り上げ、同条に次の1項を加える。

2 条例第6条第1項第6号ただし書に規定する安全性が確保されると認められる土地の区域は、次に掲げるものとする。

(1) 都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「令」という。）第29条の9各号に掲げる区域のうち、その指定が解除されることが決定している区域又は短期間のうちに解除されることが確実と見込まれる区域

(2) 令第29条の9第4号に掲げる区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域を除く。）のうち、現に集落地を形成しており、地域コミュニティの維持・活性化を図る必要があると認められる地域であって、次のいずれかに掲げる土地の区域  
ア 土砂災害が発生した場合に土砂災害防止法第8条第1項に基づき市町村地域防災計画に定められた同項第2号の避難場所への確実な避難が可能な土地の区域（既に指定した指定区域に限る。）

イ 令第29条の9第4号に掲げる区域に指定された後に、土砂災害を防止し、又は軽減するための施設の整備等の防災対

策が実施され安全が確保された土地の区域

ウ 土砂災害の発災前に土砂災害防止法第8条第1項に基づき市町村地域防災計画に定められた同項第2号の避難場所への確実な避難が可能な土地の区域（既に指定した指定区域に限る。）

(3) 令第29条の9第6号に掲げる区域のうち、現に集落地を形成しており、地域コミュニティの維持・活性化を図る必要があると認められる地域であって、次のいずれかに掲げる土地の区域（既に指定した指定区域に限る。）

ア 洪水等が発生した場合に水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項に基づき市町村地域防災計画に定められた同項第2号の避難場所への確実な避難が可能な土地の区域

イ 洪水等の発災前に水防法第15条第1項に基づき市町村地域防災計画に定められた同項第2号の避難場所への確実な避難が可能な土地の区域

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

「揭示済」

# 告 示

亀岡市告示第201号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和3年12月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類  
令和3年度後期高齢者医療保険料督促状  
4期分
- 2 送達を受けるべき者  
住 所 省略  
氏 名 省略
- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第202号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和3年12月2日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	督促状	令和3年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
2	督促状	令和3年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
3	督促状	令和3年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
4	督促状	令和3年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
5	督促状	令和3年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
6	督促状	令和3年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
7	督促状	令和3年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
8	督促状	令和3年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
9	督促状	令和3年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
10	督促状	令和3年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
11	督促状	令和3年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第203号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第3項の規定により、亀岡市の住居表示を実施すべき区域及び期日並びに住居表示の方法、街区符号及び住居番号を次のとおり定める。

令和3年12月3日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 住居表示実施区域  
別図1のとおり
- 2 住居表示実施期日  
令和3年12月4日
- 3 住居表示の方法  
街区方式
- 4 街区符号  
別図2-1、2-2のとおり
- 5 住居番号  
別図3-1～3-34のとおり

【別図省略】

「掲示済」

亀岡市告示第204号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和3年12月10日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類  
令和3年度  
固定資産税・都市計画税納税通知書
- 2 送達を受けるべき者  
住所 省略  
氏名 省略
- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「掲示済」

亀岡市告示第205号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和3年12月13日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類  
督促状 令和3年度 市府民税 第3期
- 2 送達を受けるべき者  
住所 省略  
氏名 省略
- 3 この書類を受領されないときは、地方税法

第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第206号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和3年12月16日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 都市計画の種類
  - 南丹都市計画生産緑地地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域
  - 亀岡市三宅町2丁目の一部
  - 亀岡市篠町柏原石垣の一部
  - 亀岡市篠町柏原田中の一部
- 3 縦覧場所
  - 亀岡市安町野々神8番地
  - 亀岡市まちづくり推進部都市計画課

「揭示済」

亀岡市告示第207号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和3年12月20日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類
  - 督促状 令和3年度 軽自動車税 第1期
- 2 送達を受けるべき者

	住 所	氏 名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略

- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第208号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和3年12月20日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

督促状 令和3年度 固定資産税・都市計画税 第4期

2 送達を受けるべき者

	住 所	氏名又は名称
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略
8	省略	省略
9	省略	省略
10	省略	省略
11	省略	省略
12	省略	省略
13	省略	省略
14	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

## 亀岡市告示第209号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和3年12月20日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類  
令和3年度  
市民税・府民税 徴収方法変更通知書
- 2 送達を受けるべき者  
住所 省略  
氏名 省略
- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

## 亀岡市告示第210号

亀岡市職員のハラスメントの防止等に関する要綱（平成23年亀岡市告示第134号）の一部を次のように改正する。

令和3年12月28日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条第5号中「出産、育児休業・介護休業等」を「出産、不妊治療、育児休業・介護休業等」に改める。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から実施する。

「揭示済」

# 訓令

亀岡市訓令第5号

庁中一般

亀岡市マイクロフィルム文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年12月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市マイクロフィルム文書取扱規程の一部を改正する訓令

亀岡市マイクロフィルム文書取扱規程（昭和63年亀岡市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第56条」を「第52条」に改める。

第5条第1項中「第58条」を「第59条」に改める。

第13条及び第21条中「第56条」を「第52条」に改める。

第22条中「第63条」を「第64条」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年12月1日から施行する。

亀岡市訓令第6号

庁中一般

亀岡市工事請負業者選定事務処理要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年12月15日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市工事請負業者選定事務処理要領の一部を改正する訓令

亀岡市工事請負業者選定事務処理要領（昭和45年亀岡市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号ア中「1年」を「3年」に改める。

第4条の2第2項中「関わらず」を「かかわらず」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、前年度に土木一式工事のA1等級に認定された者が、特定建設業の許可を有しなくなった場合は、土木一式工事のB等級に降格するものとする。

第4条の2第3項から第5項までの規定中「関わらず」を「かかわらず」に改める。

第4条の2第6項中「関わらず」を「かかわらず」に、「D等級」を「最下位の等級」に改める。

附則第5項ただし書を削る。

附 則

この訓令は、令和4年1月1日から施行し、令和4年度工事資格審査から適用する。

# 公 告

亀岡市公告第112号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和3年12月1日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 工事の概要等

- |                |   |
|----------------|---|
| (1) 工事番号       | 3道舗改第3号   |
| (2) 工事名        | 市道南つつじヶ丘1号線外1線道路舗装改良工事  |
| (3) 工事場所       | 亀岡市南つつじヶ丘桜台3丁目地内外   |
| (4) 工事種別       | 舗装工事  |
| (5) 工事概要       | 工事延長 L=820m<br>工事幅員 W=5.3m~20.5m<br>・路面切削 A=4,863.5㎡<br>・アスファルト舗装 A=4,863.5㎡<br>・区画線工 1式<br>・マンホール蓋交換 13箇所  |
| (6) 予定価格（税込）   | 27,780,500円<br>【入札書比較価格（税抜） 25,255,000円】  |
| (7) 工期         | 契約日の翌日から令和4年3月15日まで   |
| (8) 部分払        | 無   |
| (9) 前金払        | 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）  |
| (10) 最低制限価格    | 採用  |
| (11) 入札保証金     | 免除  |
| (12) 契約保証金     | 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。 |
| (13) 支給材料及び貸与品 | 無   |

(14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和3年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「舗装工事」に登録された者のうち、希望順位2位以上で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。  
 （※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和2年4月1日以降に発注した舗装工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JV案件、単価契約案件によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の舗装工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）  
 ※ 本案件では、「配置予定技術者調書」「資格・免許等を証する書面等の写し」の提出は求めない。

4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和3年12月1日（水） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和3年12月1日（水） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和3年12月8日（水） 午前9時から午後5時まで 令和3年12月9日（木） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和3年12月10日（金） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和3年12月7日（火）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和3年12月13日（月）午後3時まで	共通事項5のとおり

質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和3年12月14日（火） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和3年12月16日（木） 午前9時から午後5時まで 令和3年12月17日（金） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和3年12月20日（月） 午前9時	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

#### 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書により、基本事項について確認を行い、入札参加資格の有無を審査したものであり、詳細な審査は、開札後行うものである。

#### 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

#### 7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

## 亀岡市公告第113号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和3年12月2日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 工事の概要等

- |                |   |
|----------------|---|
| (1) 工事番号       | 道修第7号   |
| (2) 工事名        | 市道クニッテルフェルト通道路維持修繕工事  |
| (3) 工事場所       | 亀岡市北古世町2丁目地内  |
| (4) 工事種別       | 舗装工事  |
| (5) 工事概要       | 工事延長 L=54.5m<br>工事幅員 W=7.03m~7.35m<br>・路面切削 A=384.0㎡<br>・殻運搬処分 V=19.2㎡<br>・排水性舗装・表層 A=384.0㎡<br>・区画線工 1式<br>・舗装版切断 L=14.3m<br>・交通管理工 1式 |
| (6) 予定価格（税込）   | 2,963,400円<br>【入札書比較価格（税抜） 2,694,000円】  |
| (7) 工期         | 契約日の翌日から令和4年3月15日まで   |
| (8) 部分払        | 無   |
| (9) 前金払        | 無   |
| (10) 最低制限価格    | 採用  |
| (11) 入札保証金     | 免除  |
| (12) 契約保証金     | 無   |
| (13) 支給材料及び貸与品 | 無   |
| (14) 契約書の要否    | 要   |

## 2 入札参加資格要件

- (1) 令和3年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「舗装工事」に登録された者のうち、希望順位2位以上で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。

(3) 手持ち工事が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。

(※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和2年4月1日以降に発注した舗装工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JV案件、単価契約案件によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の舗装工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。)

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

※ 本案件では、「配置予定技術者調書」「資格・免許等を証する書面等の写し」の提出は求めない。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和3年12月2日（木） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和3年12月2日（木） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和3年12月8日（水） 午前9時から午後5時まで 令和3年12月9日（木） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和3年12月10日（金） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和3年12月7日（火）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和3年12月13日（月）午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和3年12月14日（火） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和3年12月16日（木） 午前9時から午後5時まで 令和3年12月17日（金） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり

開札日時	令和3年12月20日（月） 午前10時	電子入札システムによる
------	------------------------	-------------

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

#### 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書により、基本事項について確認を行い、入札参加資格の有無を審査したものであり、詳細な審査は、開札後行うものである。

#### 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

#### 7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

## 亀岡市公告第114号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、亀岡市大井町南部土地区画整理組合から南丹都市計画事業大井町南部土地区画整理事業の換地処分をした旨の届出があったので、同法同条第4項の規定により公告する。

令和3年12月3日

亀岡市長 桂川孝裕

「揭示済」

## 亀岡市公告第115号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

令和3年12月15日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 縦覧期間

令和3年12月15日以後、常時備え置くこととする。

## 2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

## 亀岡市公告第116号

亀岡市中学校選択制デリバリー弁当提供業務について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和3年12月17日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 業務概要

## (1) 業務名

亀岡市中学校選択制デリバリー弁当提供業務

## (2) 業務内容

本市の中学校昼食については、原則、家庭からの弁当持参としているが、家庭での弁当作りの負担軽減や子どもたちに栄養バランスの摂れた食生活を考える機会を提供するために選択制デリバリー弁当事業を実施しており、その日替わりメニューの昼食弁当1種類以上を提供する。

なお、主食（米飯）は大盛り、主食なし（おかずのみ）が選択できるようにする。弁当の注文数については、最大で1日100食程度を予測しているが、これは注文数を確約するものではない。

## (3) 業務期間

業務期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとし、実施日、配送及び配膳時間は、亀岡市教育委員会と調整の上決定する。また、実施日数は、概ね200日を予定している。

## (4) 提供価格

1食あたりの提供価格については、350円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限に提案を受け付ける。また、主食（米飯）の大盛り価格は、30円（消

費税及び地方消費税を含む。)の加算を上限に、主食なし(おかずのみ)については、下限を設けず提案を受け付ける。

2 その他

詳細は、亀岡市中学校選択制デリバリー弁当提供業務公募型プロポーザル実施要領による。

「揭示済」

亀岡市公告第117号

亀岡農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令(昭和44年政令第254号)第10条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供する。

令和3年12月17日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

令和3年12月17日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第118号

亀岡農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令(昭和44年政令第254号)第10条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供する。

令和3年12月17日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

令和3年12月17日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

## 亀岡市公告第119号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和3年12月20日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 工事の概要等

- |                |   |
|----------------|---|
| (1) 工事番号       | 水配第1号   |
| (2) 工事名        | 千歳町国分山伏地内造成工事に伴う消火栓設置工事   |
| (3) 工事場所       | 亀岡市千歳町地内  |
| (4) 工事種別       | 水道施設工事  |
| (5) 工事概要       | 消火栓新設工事<br>配水管<br>D1K (E) $\phi 150 \times 1.7\text{m}$<br>消火栓 1基 |
| (6) 予定価格（税込）   | 847,000円<br>【入札書比較価格（税抜） 770,000円】                                |
| (7) 工期         | 契約日の翌日から令和4年2月28日まで   |
| (8) 部分払        | 無   |
| (9) 前金払        | 無   |
| (10) 最低制限価格    | 不採用   |
| (11) 入札保証金     | 免除  |
| (12) 契約保証金     | 免除  |
| (13) 支給材料及び貸与品 | 無   |
| (14) 契約書の要否    | 要   |

## 2 入札参加資格要件

- (1) 令和3年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「C等級」に認定された者であり、希望順位3位以上の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。
- (3) 特記仕様書（特記仕様書 3. 配水管技能者の資格）及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (4) 手持ち工事（水道施設工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。  
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和3年4月1日以降に発注した水道施設工事（C等

級)の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、災害対象案件、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事(C等級)の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。)

(5) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。

(※受注金額は、亀岡市が実施する令和3年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、随意契約、災害対象案件、JVによるもの、亀岡市長以外と契約予定で落札したものと契約変更の増減額は対象外とする。)

(6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。

(7) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書(別紙様式1)

(2) 配置予定技術者調書(別紙様式2)

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者(入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円(建築一式は6,000万円)未満の場合は主任技術者)は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。(恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3か月以上の雇用関係があることをいう。)

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書の配布期間	令和3年12月20日(月) 午後1時から	共通事項2のとおり

設計図書等の閲覧期間	令和3年12月20日（月） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和3年12月27日（月） 午前9時から午後5時まで 令和3年12月28日（火） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和4年1月6日（木） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和3年12月24日（金） 午後5時まで 設計図書に関する質問 令和4年1月7日（金） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和4年1月11日（火） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和4年1月13日（木） 午前9時から午後5時まで 令和4年1月14日（金） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和4年1月17日（月） 午前10時	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

#### 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

#### 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第120号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和3年12月27日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工事番号 水配替第9号
- (2) 工事名 雑水川広域河川改修工事に伴う配水管移設工事
- (3) 工事場所 亀岡市安町地内外
- (4) 工事種別 水道施設工事
- (5) 工事概要
 

水管橋布設（添架式）	D1GX φ 100	L = 7.5m
配水管布設	DSGX φ 100	L = 16.4m
舗装本復旧	As t=5cm	A = 46.0m <sup>2</sup>
- (6) 予定価格（税込） 4,059,000円  
 【入札書比較価格（税抜） 3,690,000円】
- (7) 工期 契約日の翌日から令和4年3月15日まで

- (8) 部分払 無
- (9) 前金払 無
- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 免除
- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

## 2 入札参加資格要件

- (1) 令和3年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「C等級」に認定された者であり、希望順位3位以上の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。
- (3) 特記仕様書（特記仕様書 3.配水管技能者の資格）及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (4) 手持ち工事（水道施設工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。  
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和3年4月1日以降に発注した水道施設工事（C等級）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、災害対象案件、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事（C等級）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (5) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。  
（※受注金額は、亀岡市が実施する令和3年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、随意契約、災害対象案件、JVによるもの、亀岡市長以外と契約予定で落札したもののや契約変更の増減額は対象外とする。）
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (7) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

## 3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約

工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3か月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和3年12月27日（月） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和3年12月27日（月） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和4年1月12日（水） 午前9時から午後5時まで 令和4年1月13日（木） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和4年1月14日（金） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和4年1月11日（火） 午後5時まで 設計図書に関する質問 令和4年1月17日（月） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和4年1月18日（火） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和4年1月20日（木） 午前9時から午後5時まで 令和4年1月21日（金） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり

開札日時	令和4年1月24日（月） 午前10時	電子入札システムによる
------	-----------------------	-------------

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

#### 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

#### 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

#### 7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

## 任免及び辞令

平井 宏 俊

亀岡市公益通報外部相談員に委嘱します  
任期は令和5年11月30日までとします  
令和3年12月1日

櫻田 孝 之

亀岡市環境審議会委員の委嘱を解きます  
令和3年12月14日

黒田 洋二郎

亀岡市環境審議会委員に委嘱します  
令和3年12月15日

尾崎 まこと

楠 善 夫

小林 晴 夫

小林 正 子

櫻井 俊 則

塚本 政 雄

永松 輝

深町 加津枝

宗田 好 史

森本 幸 裕

(各 通)

亀岡市景観審議会委員に委嘱します  
任期は令和5年12月20日までとします  
令和3年12月21日

工藤 立 子

亀岡市固定資産評価審査委員会委員に選任しま  
す  
令和3年12月25日

## 教育委員会欄

### 規 則

亀岡市教育委員会会議規則の一部を改正する  
規則をここに公布する。

令和3年12月15日

亀岡市教育委員会

教育長 神先宏彰

亀岡市教育委員会規則第11号

亀岡市教育委員会会議規則の一部  
を改正する規則

亀岡市教育委員会会議規則（昭和31年亀岡  
市教育委員会規則第4号）の一部を次のように  
改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（インターネット等を利用した方法による参  
加）

第3条の2 前条第2項の規定により届け出よ  
うとし、又は届け出た委員は、会議の開会ま  
でに申し出ることにより、インターネット等  
を利用した方法（映像及び音声の送受信によ  
り相手の状態を相互に認識しながら同時に通  
話することができる方法をいう。以下同じ。）  
によって会議に参加することができる。

2 前項のインターネット等を利用した方法に  
よって会議に参加した委員は、当該会議に出  
席したものとみなす。ただし、会議の途中で  
インターネット等を利用することができなくな  
った場合その他会議に継続して参加するこ  
とができなかった場合の取扱いについては、

その都度教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

## 告 示

亀岡市教育委員会告示第2号

亀岡市立学校ハラスメントの防止等に関する要綱（平成11年亀岡市教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

令和3年12月28日

亀岡市教育委員会  
教育長 神先宏彰

第2条第3号アを次のように改める。

ア 教職員が妊娠等をしたこと（妊娠したこと、出産したこと、妊娠若しくは出産に起因する症状により勤務することができないこと若しくはできなかつたこと若しくは能率が低下したこと又は不妊治療を受けることをいう。以下同じ。）に関して当該教職員の勤務環境を害するような言動

別表第1中「妊娠又は出産」を「妊娠若しくは出産」に改める。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から実施する。

「揭示済」

## 教育長訓令

亀岡市教育委員会教育長訓令第5号

庁中一般

亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年12月28日

亀岡市教育委員会  
教育長 神先宏彰

亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令

亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程（平成2年亀岡市教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表の2の表(8)の項中「医師」を「医療機関が実施する説明会並びに医師」に、「又は」を「及び」に、「6日」を「6日（体外受精又は顕微授精を受ける場合にあつては、10日）」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年1月1日から施行する。

## 任免及び辞令

鶴田 載 直

亀岡市図書館協議会委員に委嘱します

堀 武 俊

亀岡市図書館協議会委員を解嘱します

令和3年12月17日

# 農業委員会欄

## 公 告

亀岡市農業委員会公告第12号

「揭示済」

令和3年12月定例総会を下記のとおり公告する。

令和3年12月1日

亀岡市農業委員会  
会長 神崎 弥

記

### 1 日 時

令和3年12月6日（月）  
午後1時30分から

### 2 場 所

亀岡市役所 1階 市民ホール

### 3 議 題

- ・第1号議案 農地法第18条第6項の規定による通知の承認について
- ・第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
- ・第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について
- ・第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
- ・第5号議案 非農地証明交付について
- ・第6号議案 令和3年12月農用地利用集積計画
- ・第7号議案 令和3年12月農用地利用集積計画（農地中間管理機構・利用権設定）

- ・第8号議案 亀岡農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- ・第9号議案 荒廃農地に係る非農地判断について

## 上下水道部欄

### 規程

亀岡市上下水道部の企業職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年12月21日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市上下水道事業管理規程第4号

亀岡市上下水道部の企業職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程

亀岡市上下水道部の企業職員の給与等に関する規程（昭和47年亀岡市水道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するもの」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

「揭示済」

## 市立病院欄

### 規程

亀岡市病院事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年12月21日

亀岡市病院事業管理者 玉井和夫

亀岡市病院事業管理規程第4号

亀岡市病院事業会計規程の一部を改正する規程

亀岡市病院事業会計規程（平成26年亀岡市病院事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「122条」を「第122条」に改める。

第28条の見出し中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、同条第1項前段中「第231条の2」を「第231条の2の2」に、「管理者が別に指定した指定代理納付者に当該納入義務者の収入を納付させることを申し出た場合には、これを承認することができる」を「指定納付受託者（管理者が別に指定した同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。以下同じ。）に納付を委託したときは、指定納付受託者による納付の方法により収納することができる」に改め、同項後段及び同条第2項を削る。

第40条中「地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）」を「令」に、「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改める。

別表資産勘定の表中「昭和39年法律167号」を「昭和39年法律第167号」に、「昭和34年法律121号」を「昭和34年法律第121号」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この規程は、令和4年1月4日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この規則の施行の日において現に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第6条の規定による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定による指定を受けている者に対する改正前の亀岡市病院事業会計規程の規定の適用については、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

「揭示済」